1 趣旨

令和5年にコロナウイルスが5類に位置づけされて以降、本県の訪日教育旅行受入れ件数は回復の兆しをみせ、今年度は10月末時点で50件(前年同期比185%)と大幅に回復した。

本事業は、更なる需要の拡大に向けて、旅行会社及び教育関係者を招請し、実際に本県の自然体験、ホームステイ、学校交流の受入体制等を視察することにより、静岡県への訪日教育旅行の誘致を図るものである。

2 公告

・令和6年11月6日(水)に、県ホームページに掲載

3 業務委託者

(1) 業務委託者:静岡県知事 鈴木 康友

(2) 執 行 部 署:静岡県スポーツ・文化観光部 観光交流局 観光振興課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 電 話 054-221-3696 FAX 054-221-3627

メール kankou3@pref. shizuoka. lg. jp

4 業務概要

(1)業務名称

令和6年度 静岡県訪日教育旅行誘致に係る関係者招請業務

(2)業務内容

ア 中国市場向けファムトリップの実施

イ 台湾市場向けファムトリップの実施

※詳細は別紙「仕様書」参照

(3)業務委託期間

契約締結日から令和7年3月7日(金)まで

(4) 契約限度額

5,300 千円(消費税及び地方消費税を含む。)※限度額を超えたものは失格とする。

(5) 契約費の支払方法

受託者は、委託業務完了検査合格後、静岡県に対して請求書を提出し、静岡県は請求書に基づき委託費を支払う。

5 企画提案参加資格

参加資格を有するものは、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 日本国内に本社を有していること。
- (2) 静岡県内に事業所を有していること。
- (3) 静岡県での学校交流の受入れ実績があること。
- (4)地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) による更生手続開始の申立がなされていない者 又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) による再生手続開始の申立がなされていな

い者であること。

- (6) 会社法(平成17年法律第86号)による特別清算開始の申立がなされていない者であること。
- (7) 破産法 (平成 16 年法律第 75 号) による破産手続開始の申立がなされていない者であること。
- (8)銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (9) 直近1年間において、都道府県税を滞納している者でないこと。
- (10) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」 という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者
 - ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の 者をいう。)が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的 をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

6 企画提案参加方法

(1) スケジュール(予定)

質問書の回答 令和6年11月12日 (火)

審査結果の通知 今和6年11月中

なお、企画提案が多数あった場合は、企画提案書提出後、書面での一次審査を行う場合がある。

(2) 公募型企画提案募集要領等に関する質問の受付及び回答

質問事項がある場合は、所定の様式(様式1)により提出すること。 なお、下記に係る質問については受け付けない。

- ・電話や来訪による口頭での質問
- ・提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準についての質問
- ア 提出期限

令和6年11月11日(月)17時まで

イ 提出先

静岡県スポーツ・文化観光部 観光交流局 観光振興課 〒420-8601 静岡市葵区追手町 9番 6 号 県庁東館 11 階

FAX: 054-221-3696 Mail: kankou3@pref. shizuoka. lg. jp

ウ 提出方法

FAX 又は電子メール

工 回答

質問提出期限終了後に一括して11月12日(火)までに伝達する。

(3) 参加申込書等の提出

企画提案に応募しようとする者は、以下の書類を提出すること。

	提出物	内 容	様式	部数
1	参加申込書	・参加申込書	様式2	1
2	その他確認書類	・ 会社概要等(定款及び組織、沿革、事業等会社の概要)・ 直近1年間の納税証明書(本社所在地の法人都道府県税)	任意	1

ア 提出期限

令和6年11月13日(水)17時まで(必着)

イ 提出先

静岡県スポーツ・文化観光部 観光交流局 観光振興課 〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁東館 11 階

ウ 提出方法

郵送(又は直接持参)及び電子メール(郵送の場合は「書留」とすること。)

(4) 企画提案書の提出

企画提案に応募する者は、以下の書類を提出すること。

	提出物	内 容	様式	部数
1	企画提案書かがみ		様式3	1
2	企画提案書	以下の事項について、評価基準を踏まえ、できる限 り具体的な提案内容を記載すること。 ア 事業所概要、実施体制 ・業務実施体制(実施責任者、担当者の役職、氏名) ・実施責任者、担当者の業務内容 ・過去5年間に実施した類似事業の実績 イ 提案書の概要 ・ツアー行程の妥当性、創造性、先進性 ・提案内容のポイント、想定する効果、事業目標	任意	3 データ: 1式
3	見積書	・ 仕様書に基づいた事業の実施に直接必要となる経費とし、備品等財産の取得に関わる経費は認めない。・ 積算内容を詳細かつ具体的に記載すること。	任意	1

- ※ 上記「企画提案書」の内容については、契約候補者を選定するためのものであり提案 書どおりに実施するものではなく、県との協議により、実施内容を決定する。
- ※ 上記「見積書」内の経費等の金額については、市場価格等を十分精査し、適正な価格となるよう調整することがある。
- ア 提出期限

令和6年11月18日(月)15:00まで(必着)

イ 提出先

静岡県スポーツ・文化観光部 観光交流局 観光振興課 〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁東館 11 階

ウ 提出方法

郵送(又は直接持参)及び電子メール(郵送の場合は「書留」とすること。)

(5) 企画提案に際しての注意事項

ア 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

- ・ 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ・ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ・ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・ 公募要領等に違反すると認められる場合
- ・ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

イ 著作権・特許権等に係る責任

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提案者が負う。

ウ 返却等

提出書類は理由の如何を問わず返却しない。また、差し替え及び再提出は認めない。

工 費用負担

企画提案書の作成、提出、審査会への出席など企画提案に要する経費等は、全て 提案者の負担とする。

オ その他

提案者は企画提案書の提出をもって公募要領等の記載内容に同意したものとする。 企画提案が多数あった場合は、企画提案書提出後、書面での一次審査を行う場合が ある。

提出された企画提案書等は、条例に基づく情報公開請求の対象となる。

7 審査に係る事項

(1)審査会での審査方法

審査は、県が別に定める委員により組織された審査会が行う。

なお、契約候補者の選定に当たっては、審査項目に基づき、競争性・透明性の確保に 十分に配慮しながら、企画提案書の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、審議の上、 契約候補者を選定する。

※ 評価の総得点が6割に達しない場合は、選定対象としない。

(2) 審査会

ア 実施日

令和6年11月22日(金)

※プレゼンテーションは行わず、書面審査とする。

イ 審査項目及び評価内容

提案された事業内容について、以下の項目に基づき数値(得点)で評価し、契約候補者を選定する。また、審査結果は、選定後、速やかに参加者に書面で通知する。なお、審査会において必要と認める審査項目を追加する場合がある。

【評価基準】

番号	評価項目	評価基準	評価	
1	事業所概要	主要業務が今回の委託業務に適しているか、類似業務の実績が豊富か。	10	
2	実施体制	業務を実施する上で資格、経験、専門知識や人数等、適切 な業務実施体制を有しているか。	10	
3	実現可能性	具体的かつ実現可能な提案内容や実施手順・スケジュール が示されているか。	10	
	業務の内容等	静岡県の訪日教育旅行に適したツアー行程が組まれている か。(ツアーの妥当性、創造性、先進性)	20	
4		業務の対象となる教育旅行の市場について理解し、提案されているか。	20	
4		ツアーの行程が合理的かつ実現可能か。	10	
		事業目標を定め、十分に効果が期待できる内容になっているか。	10	
5	経済合理性	提案内容は、費用対効果の観点から効果的か。	10	
合計				

※ 評価の総得点が6割に達しない場合は、選定対象としない。

(3)審査結果の通知

選定結果は、選定通知書(様式4)又は非選定通知書(様式5)にて、全ての企画提案者に11月中に通知する。

8 契約方法

- ・契約候補者は、静岡県と協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結 する。仕様書の内容は、契約予定者と県との協議により最終的に決定する。
- ・契約予定者が正当な理由なく静岡県と契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会で次点となった者と契約内容についての協議を行った上で、契約を締結するものとする。

9 留意事項

- ア 委託先として選定した事業者を公表する。
- イ 本委託業務の成果品の著作権の全ては、静岡県に帰属する。

10 問合せ先

静岡県スポーツ・文化観光部 観光交流局 観光振興課 〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 電話 054-221-3696 FAX 054-221-3627 メール kankou3@pref. shizuoka. lg. jp